

令和元年8月30日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03300

研究課題名(和文) 会社法改正のメカニズム—オーラルヒストリーとその理論的分析—

研究課題名(英文) Political Mechanism of Corporate Law Reform

研究代表者

久保 大作 (Kubo, Daisaku)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：90384726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,970,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、第一に、イシュー・セイリアンス概念を用いた立法過程の一般化可能性を確認したうえで、これが日本における会社法の改正過程の分析においても有用であることを示した。第二に、これらの分析に依拠しつつ、昭和56年・平成2年商法改正時の立案担当者に対してインタビューを実施し、当時の法改正状況についての事情を調査した。

なお、これらの研究と並行して、研究分担者の関心に応じ、会社法改正等に関する研究を行っている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

政治学の観点からは、法改正において改正プロセスに関与する当事者が、当該問題に対する一般の興味関心の程度に応じてどのように行動を変化させるかについて、一定の知見を得ることができた。

会社法学の観点からは、昭和56年・平成2年商法改正の過程において、そこで検討された改正事項が当事者のどのような動きによってどのように扱われたのかについて、一定の知見を得ることができた。

研究成果の概要(英文)： Firstly, we confirmed the general usefulness of "issue salience" concept on analysis of political process of law reform, and we apply the concept to corporation law reforms in Japan. Secondly, based on this analysis, we interviewed former Ministry of Justice staffs who were involved in corporation law reform held in 1981 and 1990 and got information on reform process, especially on move of actors who joined the reform process.

We also made some research on other corporation law reforms, based on their own interests.

研究分野：民事法学

キーワード：会社法 政治過程論

1. 研究開始当初の背景

法改正を含めた立法活動は、何らかの問題の解消や新たな価値の追求等の政策目標実現のために行われる。その際、政策目標も、また選択された政策目標を実現する方法も複数ありうる。「この選択肢を、なぜ、どのように選び取ったのか」という問題について、従来の法律学は、成果物である立法（あるいは改正法）を起点にし、立案担当者の解説等から探るという姿勢で接してきた。他方で、選ばれなかった選択肢が「なぜ選ばれなかったのか」という点については、アネクドータルに「経済界の抵抗で」等と語られるにすぎなかった。そのなかで、本研究の重要な先行研究である中東正文＝松井秀征（編著）『会社法の選択』（2010年）は、実現した法改正に対し、関係者がどのようなスタンスで臨んでいたのかを、主として議事録や各種団体の公表文書、新聞報道等を用いて分析したものであり、利害関係者がどのように行動した結果法改正が実現したのか、という改正メカニズムに光を当てたものがある。しかし、そこで参照されている資料はほとんど紙媒体上のものにとどまっており、立案に携わった者やさらにその後存在する利害関係者等の生の声まで十分に拾いきれているわけではない。我が国の会社法改正においては、立案担当者等の官僚が重要な役割を担ってきたこと、また、近時の改正では与党において会社法に関する政策を担う政治家も影響力を有しているが、こうした関係者の利害や行動は従来の資料のみでは捉えきれない、という問題があった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、政治過程論とりわけ政策決定過程論における過去の成果を取り込みつつ、既に公開されている議事録等の資料に加えて、法改正関係者の生の声を収集することを目指した。具体的には、第1に、重要な商法・会社法改正について、関係者へのインタビュー調査を行い、これまで明らかとなっていなかった改正に関する背景や事実を明らかにすること、第2に、従来の資料の分析に加えて本研究により新たに生み出された資料の分析を行うことにより、各プレイヤーの利害がどのように改正内容という結果に集約されていくのかというメカニズムとその変化を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

研究方法としては、(1)政策選択に関する先行研究を整理することにより本研究の分析枠組みを形成し、(2)これをもとに昭和56年・平成2年商法改正の関係者を中心にインタビューを実施・分析することとした。また、この他にも研究分担者の各自の関心に応じて、政策選択に関する研究、会社法改正に関する研究を実施することとした。

4. 研究成果

(1) 政策選択に関する研究

政策選択に関する研究として、京は、イシュー・セイリアンス概念を用いた立法過程の理論枠組みの一般化可能性を確認した。また松中は、会社法の立法過程に関する政治学の先行研究を整理するとともに、会社法改正を題材にして、日本法分析への応用可能性を示した。具体的には、平成26年会社法改正については、過去の改正と比較して政治家の役割が一層重要になってきていることを明らかにした。また、ガバナンスを中心にした昭和49年商法改正から平成26年会社法改正に至る改正を分析した結果、次の3つの期間に区分して、与党政治家の関与のメカニズムが推移していったことを明らかにした。すなわち、(1)昭和49年商法改正から平成9年より前の改正までは、サリエンスが高まったことへの単純な反応であった、(2)初の議員立法が実現した平成9年改正と法制審議会令の改正を経て、平成17年改正までは与党の政治家が経済団体と協調しつつ積極的に会社法制に関わった、(3)平成26年改正では与党が積極的に関与しているが、株主利益の追求を目指している点で変化しつつある可能性があるというものである。

(2) インタビューとその分析

以上の研究・分析に依拠しつつ、昭和56年・平成2年商法改正時の立案担当者2名に対して計3回にわたりインタビューを実施した。インタビューの主な内容は、法改正を検討する際のアジェンダの設定・優先順位の決定のありかた、法制審議会商法部会における検討の進め方、アジェンダについての利害対立の様相、当時の社会情勢のうち改正作業に影響を与えた要素などである。ただし、このインタビューの内容については、センシティブな事項も含まれており、どのように公表するかについてインタビュー先との合意ができていないため、成果を公表するには至っていない。

(3) その他

松中は、任意の委員会に関する近時の動きに照らすと、平成14年改正をはじめとする機関

制度の改正の方針が適切だったのか疑問が生じることを指摘した。平成 17 年改正会社法で導入された全部取得条項付種類株式を利用した締出しにおける基準日設定公告の期限および当該公告を懈怠した場合の決議の効力について判示した東京地判平成 26 年 4 月 17 日について検討し、同判決が、不公正な締出しに対して正面から規制を置かなかった平成 17 年改正会社法の下で、学説は一般法理・規定を使おうとするのに対して、裁判所はより形式的な判断が可能となる条文を用いることの例証でありうることを示した。このことは、会社法改正に対してそれぞれの立場のものがどのような態度を示すかという点を明らかにするものである。日英のスチュワードシップ・コードの比較研究に対して、制定過程の差異が内容の差異につながっている可能性について指摘した。株主提案権制度について、日米における制度目的の違いと制度内容の差異についても検討した。そして、日本法は昭和 56 年改正の際に当時の企業の社会的責任に関する政治的な要請などの立法上の事情から、ステークホルダー利益の追求も株主提案権制度の目的として許容していたことに加えて、一定程度提案株主のみの利益追求を行う提案も認めざるをえない制度となっていたことを明らかにした。

久保田は、平成 26 年改正会社法で仮装払込みに関する規定が新設された趣旨や背景事情を明らかにするとともに、同改正法の下での仮装払込みをめぐる法律関係について、学説を比較・検討したうえで無効原因説が妥当であるとの結論を得た。ストック・オプション制度を取り上げ、同制度がこれまで様々な会社法(商法)改正の契機になってきたことを示し、ストック・オプション制度が現状に十分対応できていない報酬規制の姿を浮き彫りにしていることを明らかにした。コーポレート・ガバナンスや会社法上の制度をめぐる議論が、不祥事の防止や総会屋の防止といった面から、会社経営の効率化や業績の向上といった経済的側面へと移行していることを示した。

松井は、平成 30 年度に進行していた会社法改正作業について、株主総会資料の電子提供等の制度に対する考え方が変化していることを示した。会社法が規制立法から授権立法へと変化するのに伴い、コーポレート・ガバナンスをめぐる立法手法が会社法以外のハードロー、あるいはソフトローの利用へと多様化していることを示した。

岩原は、振替法上の個別株主通知制度について立案担当者の考え方も参照しつつ制度上の問題点を指摘し、立法論・解釈論による解決を提示した。

京は、厳罰化立法の形成過程を分析し、それらの中でポピュリズムに基づき厳罰化されたと説明できる例は一部に過ぎず、多くはむしろセイリアンスが低いなかでの「民意なき厳罰化」として説明できることを示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 10 件)

久保田安彦、わが国におけるコーポレート・ガバナンスをめぐる議論の展開、法律時報 91 巻 3 号 11-17 頁 (2019 年)、査読無

松井秀征、コーポレート・ガバナンスをめぐる法的規律の諸層、法律時報 91 巻 3 号 4-10 頁 (2019 年)、査読無

松井秀征、株主相愛制度を支える基本的な考え方の変化、Disclosure & IR 8 号 173-179 頁 (2019 年)、査読無

松中学、会社法改正と規律の方法、ジュリスト 1521 号 70-75 頁 (2018 年)、査読無

MATSUNAKA, Manabu, Politics of Japanese Corporate Governance Reform: Politicians do Matter, 15-1 Berkley Business Law Journal 154-184 (2018), 査読有

久保田安彦、ストック・オプション制度の展開：報酬規制のあり方を考える、企業会計 68 巻 8 号 1084-1091 頁 (2016 年)、査読無

松中学、任意の委員会の意義と法的課題、ビジネス法務 16 巻 9 号 22-27 頁 (2016 年)、査読無

京俊介、イシュー・セイリアンスと刑事政策：『ポピュリズム厳罰化』と『民意なき厳罰化』の政治過程、公共政策研究 16 号 19-32 頁 (2016 年)、査読無

久保田安彦、株式・新株予約権の仮装払込みをめぐる法律関係、阪大法学 65 巻 1 号 115-149 頁 (2015 年)、査読無

松中学、全部取得条項付種類株式を利用した締出しの種類株主総会決議に係る基準日設定公告の懈怠と当該決議の効力、私法判例リマックス 55 号 88-91 頁 (2015 年)、査読無

〔学会発表〕(計 5件)

MATSUNAKA, Manabu, Comments on “The Logic and Limits Of Stewardship Codes: The Case of Japan”, Comparative Corporate Governance Conference 2018 (2018)

松中学、会社法の立法過程の分析、日本私法学会、2017年

松中学、コーポレート・ガバナンスと政治過程 与党の関与とそのメカニズム、日本行政学会、2017年

MATSUNAKA, Manabu, Politics of Japanese Corporate Governance Reform: Politicians do Matter, US-ASIA COMPARATIVE CORPORATE GOVERNANCE WORKSHOP, 2017

KYO, Shunsuke, Issue Salience and Criminal Policy Process in Japan, International Political Science Association 24th World Congress, 2016

〔図書〕(計 3件)

尾崎安央、川島いづみ、若林泰伸(編)、岩原紳作ほか(著)、商事法務、上村達男先生古稀記念 公開会社法と資本市場の法理(岩原論文 = 「個別株主通知と株主名簿制度－立法論的・解釈論的考察」)、2019年、804頁(195-223頁)

徳本讓、徐治文、佐藤誠、田中慎一、笠原武朗(編)、松中学ほか(著)、法律文化社、森淳二郎先生退職記念 会社法の到達点と展望(松中論文 = 「株主提案権制度の目的 日米比較を踏まえて」)、2018年、527頁(432-462頁)

穴戸善一、後藤元、松中学ほか、商事法務、コーポレート・ガバナンス改革の提言、2016年、546頁(429-475頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：中東 正文
ローマ字氏名：NAKAHIGASHI, Masahumi
所属研究機関名：名古屋大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号(8桁)：00237372

研究分担者氏名：岩原 紳作
ローマ字氏名：IWAHARA, Shinsaku
所属研究機関名：早稲田大学
部局名：法学学術院
職名：教授
研究者番号(8桁)：20107486

研究分担者氏名：松中 学
ローマ字氏名：MATSUNAKA, Manabu
所属研究機関名：名古屋大学

部局名：法学研究科
職名：准教授
研究者番号（8桁）：20518039

研究分担者氏名：松井 秀征
ローマ字氏名：MATSUI, Hideyuki
所属研究機関名：立教大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：30282536

研究分担者氏名：久保田 安彦
ローマ字氏名：KUBOTA, Yasuhiko
所属研究機関名：慶應義塾大学
部局名：法務研究科（三田）
職名：教授
研究者番号（8桁）：30298096

研究分担者氏名：京 俊介
ローマ字氏名：KYO, Shunsuke
所属研究機関名：中京大学
部局名：法学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：80609222

(2)研究協力者

研究協力者氏名：氷室 昭彦
ローマ字氏名：HIMURO, Akihiko

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。